

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存の現状と課題

史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡と林城跡は、異なる性格を持つ史跡です。

井川城跡は、松本駅に比較的近い市街地にあり、史跡の本質的価値を構成する要素の大半は、地下遺構となっています。一方、林城跡は中心市街地から離れた山中にあり、史跡の本質的価値を構成する要素の大半は、石積や曲輪などで地表に露出しており、保存活用に対する要件が異なります。

ここでは、81ページの表9、10に記載したA～C(I)の史跡に関する要素の現状と課題について整理を行います。

1 指定地全体

(1) 現状

ア 史跡指定

現在の史跡指定の状況は、第2章第2節に記載のとおりですが、史跡指定地の周辺に、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する遺構等が存在している範囲があります。

イ 公有化

史跡の公有化は、史跡指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置及び史跡の適切な保存、管理、活用を行う対象地の取得を目的として実施するものです。

現在の史跡指定地の公有化の状況は第2章第3節に記載のとおりです。井川城跡の一部が公有化されていますが、大半は民有地となっています。

ウ 史跡の現状変更等許可

文化財保護法(以下「法」という。)第125条による史跡の現状変更等許可は、松本市教育委員会文化財課が所管し、行為申請者から提出された現状変更等許可申請書は、松本市教育委員会から長野県教育委員会を経由し、文化庁に提出されています。松本市教育委員会が行うこととされている許可等の事務は、文化財課が所管しています。

エ 管理団体が行う保存管理

法第113条の規定により、松本市が史跡小笠原氏城跡の管理団体に指定されており、史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行うこととされています。保存のため必要な管理及び復旧の内容及び法の規定により管理団体が行うこととされている事項は以下のとおりです。

(ア) 史跡の保存のため必要な管理

具体的な内容として、見回り・除草・清掃等の維持的措置、警備設備・防火設備等の防災施設の設置、応急的なものなどの小規模な修理が挙げられます。

(イ) 史跡の保存のために必要なその他の物件で史跡の所有者の所有・管理に属するものの管理

(ウ) 復旧

史跡が毀損している場合に、これを毀損前の状態に戻す修理を指します。

- (エ) 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置（法第114条第1項）
- (オ) 史跡指定地内の土地の所在、地番、地目又は地積に異動があった場合の文化庁長官への届出（法第114条第2項）
- (カ) 史跡の滅失、毀損が生じた場合の文化庁長官への届出（法第118条）
- (キ) 史跡を復旧する場合の文化庁長官への届出（法第127条）
- (2) 課題
- ア 史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する要素及び本質的価値と密接に関係する要素の保存を図るため、史跡の追加指定に取り組む必要があります。
- イ 史跡指定地公有化の目的に沿って、公有化を進める必要があります。
- ウ 史跡の本質的価値及び構成要素が明確にされておらず、保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する基準が定められていません。
- エ 文化財保護法上設置が義務付けられている施設のうち、標識、境界標が未設置であり、設置する必要があります。

2 井川城跡

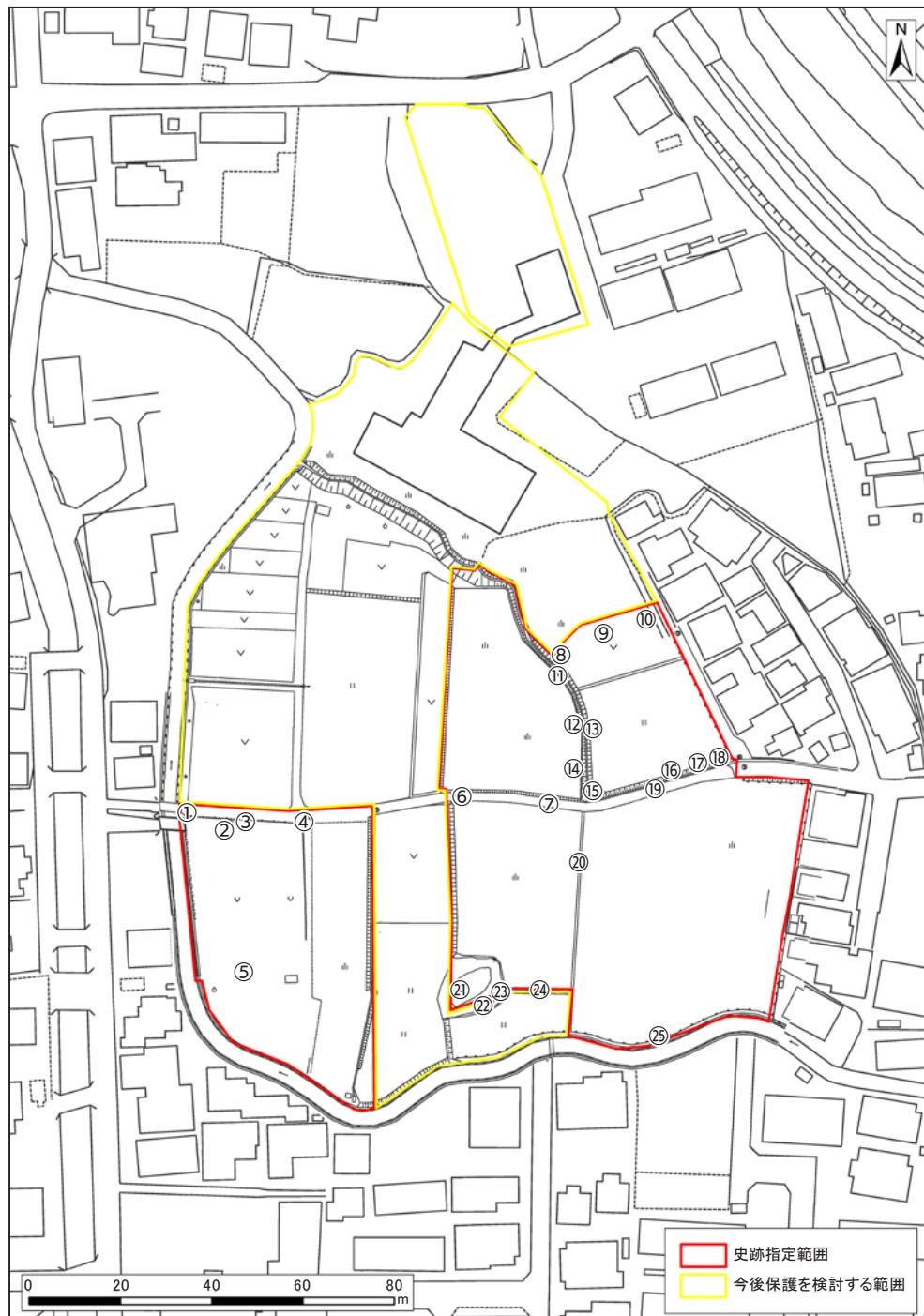
(1) 現状

【表11】井川城跡の現状一覧

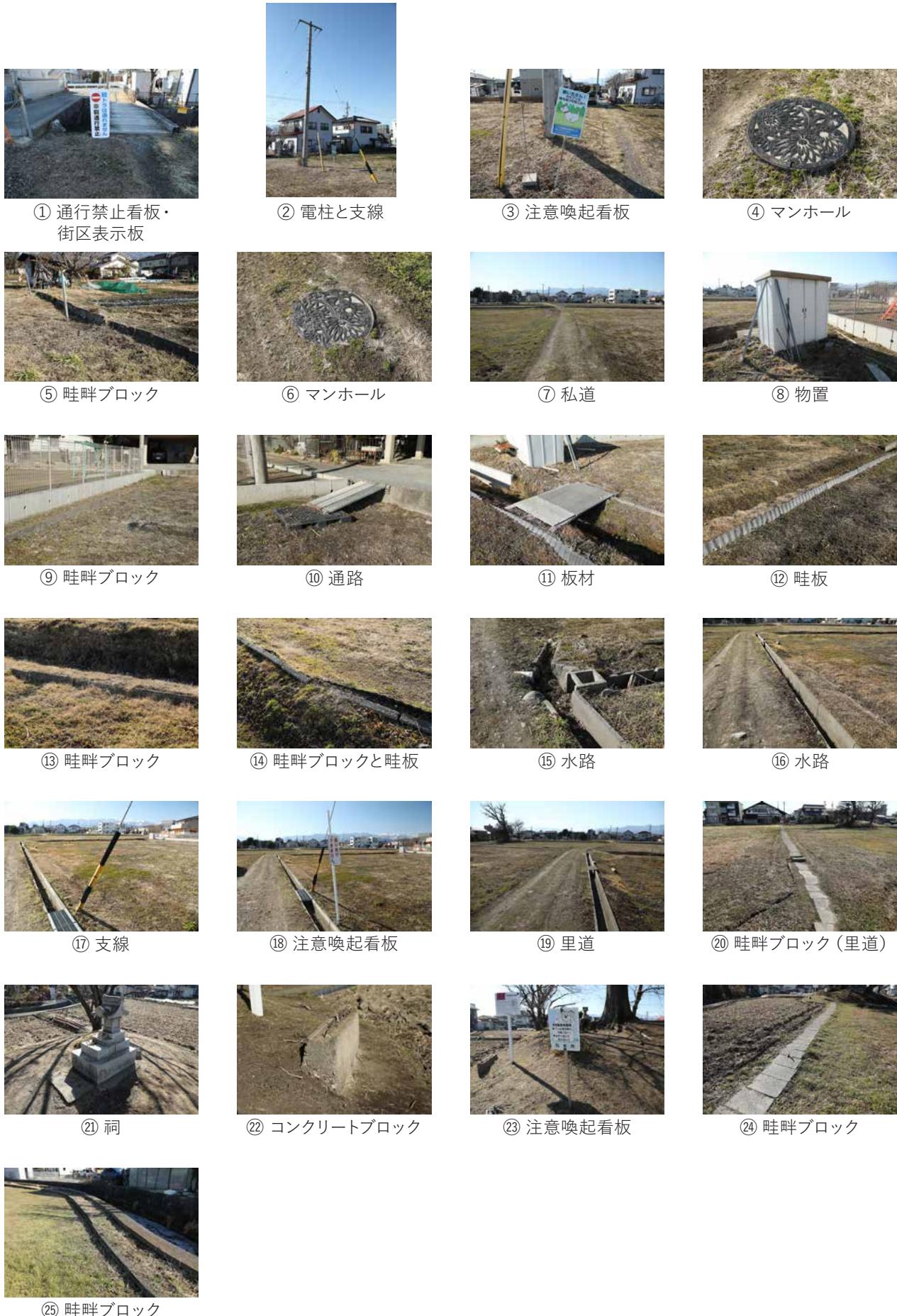
区分	要素	現状
A	伝櫓台跡	<ul style="list-style-type: none"> ・櫓台跡と伝承してきた塚状の盛土が残っています。 ・盛土上には、樹木が生えており、遺構に影響を与える可能性があります。また、樹木は一部樹勢が衰えています。
	地下遺構及び遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により、土壇状盛土遺構、土壘状盛土、堀状遺構、建物跡などの地下遺構を確認しました。
	自然地形	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地は、所有者や耕作者が管理を行っています。 ・休耕地は草地となっており、松本市が定期的に除草を行っています。
B (I)	サイン類	整備の現状と課題を参照
B (II)	電柱・支線	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡内に使用されていない電柱と支線があります。 ・史跡外に設置されている電柱の支線が史跡内に設置されています。
	里道	<ul style="list-style-type: none"> ・里道の一部に畦畔ブロックが設置されています。 ・井川城跡の出入口と推定される遺構の上を通過しています。
	私道	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内には、史跡内外の耕作者が使用する私道が通っています。
	公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・里道及び私道内に埋設されています。 ・本管及びマンホール改修に際し掘削が必要になります。 ・井川城跡の出入口と推定される遺構にかかっています。
	水路	<ul style="list-style-type: none"> ・かつて耕作に使用された水路が設置されています。 ・史跡の東側を中心に、排水のための暗渠が設置されています。
	ほこら 祠	<ul style="list-style-type: none"> ・伝櫓台跡の盛土上には、祠が設置されています。
	その他建築物及び 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者や利用者が設置した物置などの建築物や工作物があります。
C (I)	今後保護を検討する範囲に含まれる 遺構及び遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・井川城保育園が建設されており、地下に遺構が保存されています。 ・耕作地として利用されています。 ・都市計画道路が計画されています。

(2) 課題

- ア 史跡内を通る下水道は移設が難しく、将来的に改修工事が必要となるため、これを考慮した保存活用を検討する必要があります。
- イ 史跡内を通る里道及び私道の取扱いの検討が必要です。



【図44】井川城跡現況図



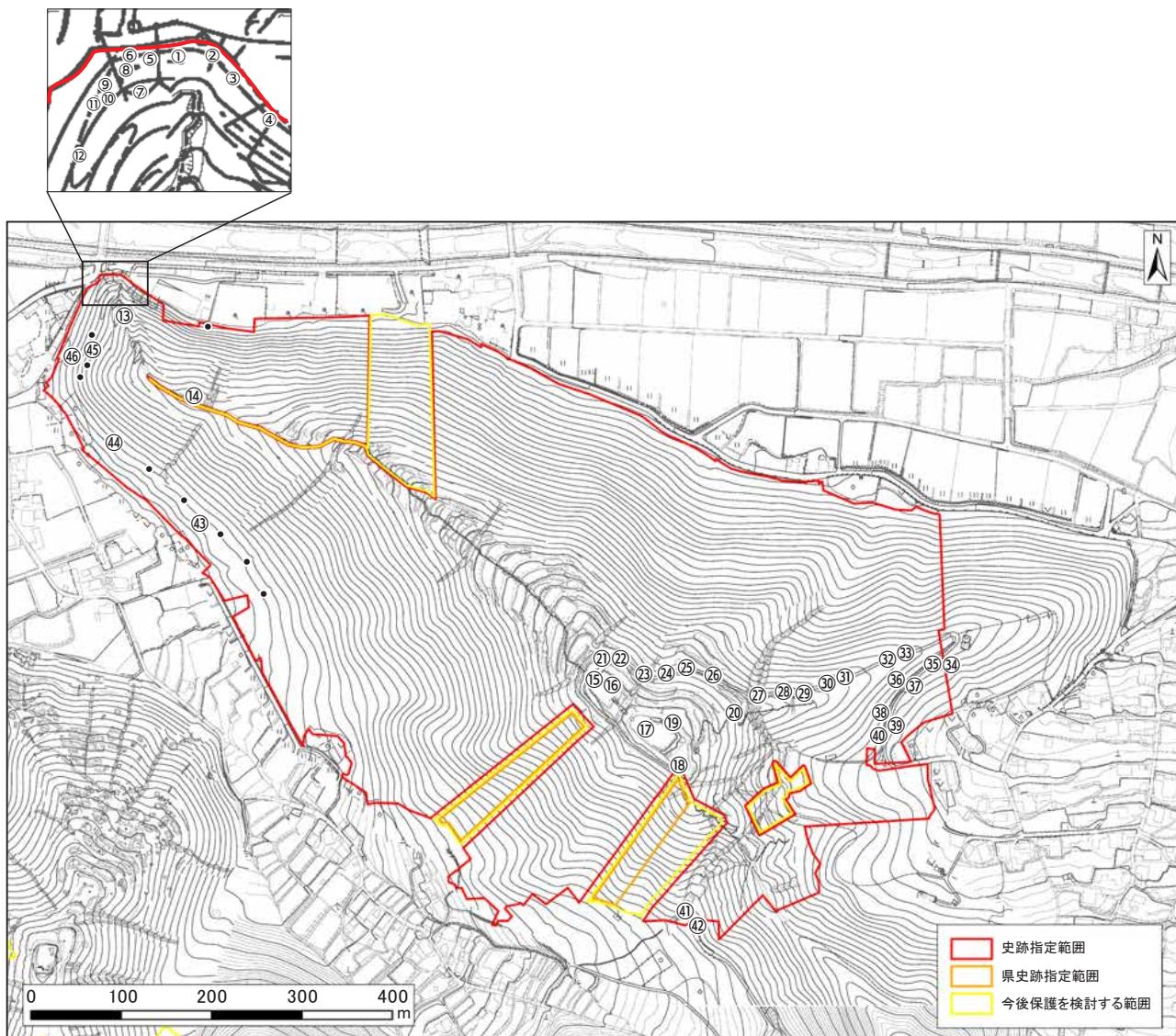
3 林城跡

(1) 大城の現状

【表12】大城の現状一覧

区分	要素	現状
A	石積	<ul style="list-style-type: none"> ・主郭(曲輪1)を中心に石積が残ります。 ・崩落したとみられる転石が所々にありますが、自然落下か破城(城を壊して廃止すること。)によるものかは不明です。 ・露出した石積以外に埋没している石積があると予想されますが未調査のため不明です。 ・主郭の石積の一部は、後世の改変を受けていると思われます。 ・石積上に生えている樹木により、石積が毀損するおそれがあります。
	曲輪	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的遺存状態は良好です。 ・一部が藪化しており、立入ができません。 ・マウンテンバイクなどの乗入れが確認されており、タイヤによる遺構の毀損のおそれがあります。 <p>【西北西尾根ブロック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道により、遺構の一部が改変されています。 <p>【主体部ブロック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋倉から続く道路の開削により曲輪3、9、10を中心に改変された痕跡が見られます。 ・主郭、曲輪2、5を中心に神社造営などによる遺構の改変が見られます。
	切岸	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。 ・切岸に樹木が生えているところがあり、遺構に影響を与えている可能性があります。
	土塁	<ul style="list-style-type: none"> ・神社造営などにより土塁の一部が改変を受けた可能性があります。 ・橋倉から続く道路や遊歩道の開削により曲輪3の土塁が一部削平されています。 ・土塁上に樹木が生えているところがあり、倒木により遺構が毀損するおそれがあります。
	堀切・竪堀	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。 ・堀切C、D、Eには土橋が見られますが、元々存在するものか後世の開道に伴う改変によるものかは未調査であるため不明です。 ・堀切E、Kは、橋倉から続く道路の開削時に改変を受けています。
	井戸跡	<ul style="list-style-type: none"> ・内部に石積が見られます。 ・井戸背面に土砂崩落防止のための木製の囲いが設置されています。
	地下遺構及び遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡内の大半が未調査であり、状況は不明です。
	自然地形	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭と一体を成す自然地形には、私道等を除き、大きな改変は見られません。 ・急傾斜地が多く、広い範囲が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。
	その他露出遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では把握されていない、城内通路等の城郭に伴う遺構が残存している可能性があります。
B(I)	サイン類	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の現状と課題を参照
	森林(保安林及び地域森林計画対象林)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲は図10を参照 ・傾斜地等の自然地形の保全の役割を果たしています。 ・樹木により史跡からの眺望が妨げられたり、遺構が見えにくくなっている箇所があります。

B(I)	落石防護施設	・地域住民の安全のため設置されています。
	遊歩道・見学路	・市が所管する遊歩道と住民が整備した見学路があります。 ・遊歩道を雨水が流下し、浸食による遺構破壊が進んでいます。 ・詳細は整備の現状・課題を参照
B(II)	神社跡	・神社に関係すると思われる石段や礎石が残っています。
	市道	・橋倉集落側から市道が通っています。 ・山側の法面の一部の浸食が進み、崩落のおそれがあります。
	私道	・市道終点から曲輪9に通じる私道が通っています。
	東屋	・主郭、曲輪2、堂平に東屋が設置されています。
	ベンチ	・管理者の不明なベンチが設置されており、劣化が進んでいます。
	排水溝	・私道に排水溝が掘られています。
	軍事工場関連跡	・第2次世界大戦時に造られた軍事工場や建設に伴う痕跡が見られます。
C(I)	その他建築物及び工作物	・土地所有者等により小屋や有刺鉄線等が設置されています。
C(I)	今後保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物	・曲輪や切岸、豊堀などの遺構が残っています。 ・一部遊歩道や見学路が通っています。 ・一部県史跡の範囲があります。 ・無番地や所有者不明地があります。



【図45】大城現況図





③① 排水溝



③② 私道



③③ 排水溝



③④ 支線



③⑤ 電柱



③⑥ 支線



③⑦ 電柱



③⑧ 支線



③⑨ 電柱



④⑩ 市道



④⑪ 石碑



④⑫ 祠



④⑬ 土砂捨て場



④⑭ 地下壕入口地点



④⑮ 地下壕入口地点



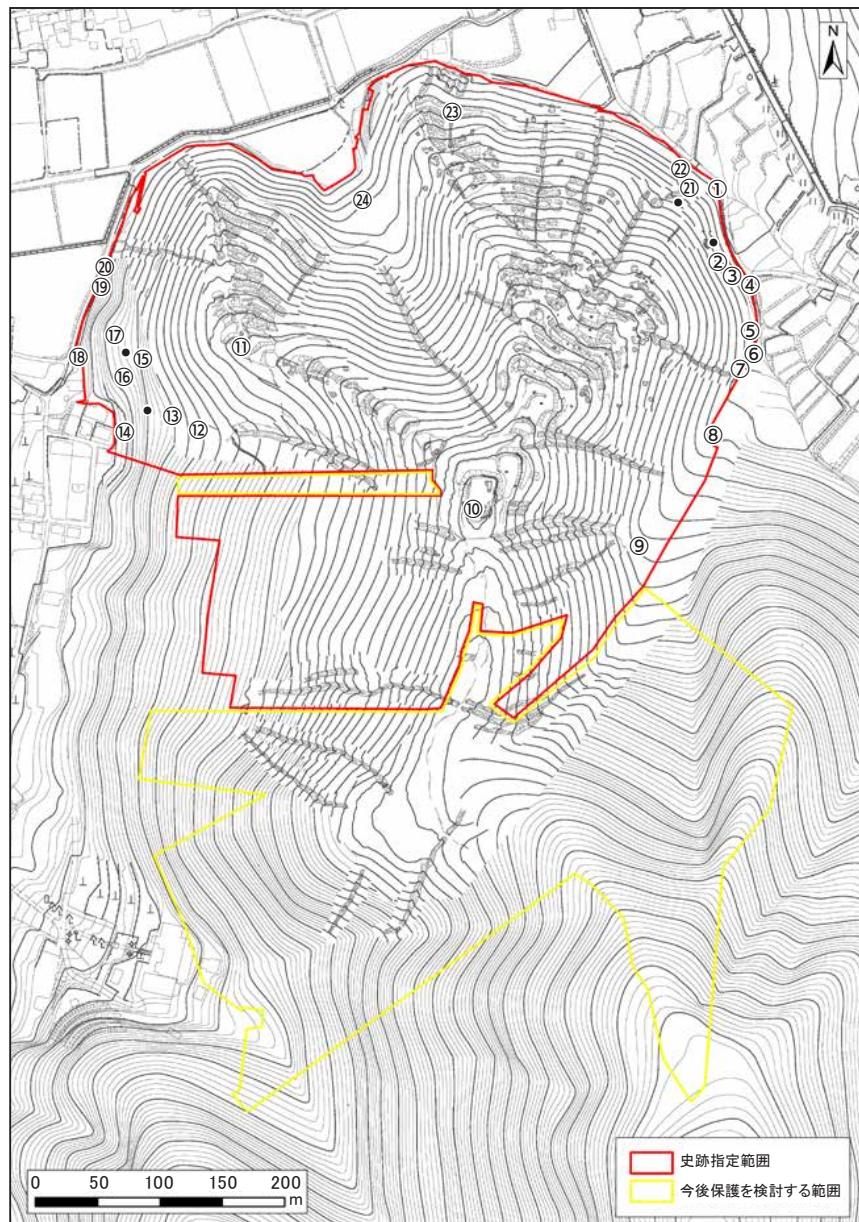
④⑯ 土砂捨て場

※ 地下壕入口地点は④⑭、④⑮の他に9か所確認されています。
位置は図45に黒点で示し、写真を省略しました。

(2) 小城の現状

【表13】小城の現状一覧

区分	要素	現状
A	石積	<ul style="list-style-type: none"> 主郭(曲輪1)、曲輪2を中心に石積が残ります。石積の下方には崩落したとみられる転石がありますが、自然落下か破城によるものかは不明です。 石積上に樹木が生え、倒木により毀損するおそれがあります。 露出した石積以外に埋没している石積があると予想されますが、未調査のため不明です。
	曲輪	<ul style="list-style-type: none"> 比較的遺存状態は良好です。 主郭に後世ものと思われる改変が見られます。
	切岸	<ul style="list-style-type: none"> 落ち葉や土砂の堆積により本来の形状が分かりにくくなっています。 切岸に樹木が生えているところがあり、遺構に影響を与えていたおそれがあります。
	土壘	<ul style="list-style-type: none"> 土壘上に樹木が生えているところがあり、倒木により遺構が毀損するおそれがあります。
	堀切・堅堀	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に落ち葉や土砂の堆積により、本来の形状が分かりにくくなっています。
	井戸跡	<ul style="list-style-type: none"> カマ(地獄の釜)と呼ばれる溜め井戸があります。 見学者等の転落防止のため木材などで覆われています。
	地下遺構及び遺物	<ul style="list-style-type: none"> 主郭を除く部分が未調査であり、遺構や遺物の存在などは不明です。なお、主郭も部分的な調査のため全体的な状況は不明です。
	自然地形	<ul style="list-style-type: none"> 城郭と一体を成す自然地形には、大きな改変は見られません。 急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されている範囲があります。
B(I)	その他露出遺構	<ul style="list-style-type: none"> 現状では把握されていない、城内通路等の城郭に伴う遺構が残存している可能性があります。
	サイン類	<ul style="list-style-type: none"> 整備の現状と課題を参照
	森林(保安林及び地域森林計画対象林)	<ul style="list-style-type: none"> 指定範囲は図10を参照 森林により、傾斜地等の自然地形が保全されています。 樹木により史跡からの眺望が妨げられたり、遺構が見えにくくなっている箇所があります。
	落石防護施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の安全のため設置されています。
	見学路	<ul style="list-style-type: none"> 整備の現状と課題を参照
B(II)	後世の石積	<ul style="list-style-type: none"> 主郭及び南尾根ブロックの堀切内に後世のものと思われる石積が残っています。 廣澤寺側からの見学路上の耕作地跡に石積が残っています。
	獣害被害防止防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 獣害被害防止のために山麓に設置されています。
	ベンチ	<ul style="list-style-type: none"> 大嵩崎集落側登り口から続く見学路にベンチが設置されています。
	祠	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪12に祝殿が建っています。
	軍事工場関連跡	<ul style="list-style-type: none"> 第2次世界大戦時に造られた軍事工場や建設に伴う痕跡が見られます。
	その他建築物及び工作物	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等により、有刺鉄線等が設置されています。
C(I)	今後保護を検討する範囲に含まれる遺構及び遺物	<ul style="list-style-type: none"> 堅堀などの遺構が残っています。 無番地や所有者不明地があります。



【図 46】小城現況図

① 鳥獣被害防止防護柵
ゲート

② 砂防指定地標柱



③ 砂防指定地標柱



④ 注意喚起看板



⑤ 砂防指定地標柱



⑥ 杖置場

⑦ 鳥獣被害防止防護柵
ゲート

⑧ カマ(地獄の釜)の覆い



⑨ ベンチ



⑩ 後世の石積



⑪ 祝殿



⑫ 後世の石積(耕作地跡)

⑬ 鳥獣被害防止防護柵
ゲート

⑭ 落石防護施設



⑮ 柵



⑯ 落石防護施設



⑰ 鳥獣被害防止防護柵



⑱ 杖置場

⑲ 説明看板
(富士浅間神社跡)

⑳ 鳥獣被害防止防護柵



㉑ 地下壕入口地点



㉒ トロッコ道跡



㉓ トロッコ道跡



㉔ 土砂捨て場

※ 地下壕入口地点は㉒の他に4か所確認されています。
位置は図46に黒点で示し、写真を省略しました。

(3) 植生の現状

林城跡は、その全域が森林におおわれており、土地所有者により管理されており、林業等にも用いられてきました。

林城跡の森林は、保安林又は地域森林計画対象林となっており、傾斜地を始めとした自然地形を保全する役割を果たしています。落葉等を含めて雨水による表土流出を防ぐなど地形・遺構の保存や、下草が生育しにくく、遺構の見学や歩行がしやすいうことによる見学環境の向上など、史跡の保存活用に一定の役割を果たしています。また、森林により現在の林城跡の緑豊かな環境が形作られています。

一方で、史跡の保存活用の支障となっている樹木として、石積や堀切等の遺構の上や周辺に生育している樹木など、遺構の毀損の要因となるもの、史跡からの眺望を妨げたり、遺構を見えにくくしているもの、枯損等による倒木で見学者等に被害を及ぼすおそれのあるもの等があります。

林城跡の森林の多くを占めるアカマツについては、近年松くい虫（マツ材線虫病）による被害が著しく、史跡地内のアカマツの枯損が多く見られます。松くい虫（マツ材線虫病）とは、マツを枯死させるマツノザイセンチュウという線虫が、マツノマダラカミキリという昆虫を媒介として、広域に松枯れを起こすマツ科樹木に発生する伝染病です。

林城跡の主要な遺構のある範囲は、アカマツ等のマツ科樹木が生育しているため、松くい虫によるマツ科樹木の倒木・落枝は、遺構の毀損や見学者等への人的被害を及ぼすおそれがあるほか、アカマツ林が枯死により面的に失われることで、森林が果たしていた自然地形や遺構の保存、見学環境の向上等の史跡の保存活用に資する役割が失われるおそれがあります。また、枯損木や伐採処理された枯損木の残地は景観を阻害する要因になっています。



立ち枯れしたアカマツ（小城）



史跡内に残置された被害木（大城）



小城見学路沿いに残置された被害木

(4) 課題

- ア 石積は崩落するおそれがあることから、測量調査などを実施し、現状の記録を残す必要があります。また、崩落など毀損のおそれがある部分については、崩落防止ネットを設置するなど、現状維持の方法を検討するとともに、修理や復元を視野に入れた対策も検討する必要があります。
- イ 遺構の毀損を防ぐために、見学ルートの設定や、史跡内への自転車など遺構を毀損するおそれのある乗物等の乗入れや行為についても対応を検討する必要があります。
- ウ 遺構の保存に支障のある樹木や、史跡の景観を損なう樹木については、実態の調査を行うなどし、樹木管理の方法を定め、伐採後に遺構に与える影響や史跡からの眺望を考慮しつつ枝払いや計画的な伐採などを検討する必要があります。既に石積などの遺構に影響を与えていたりいる樹木については、遺構保存のため速やかな伐採が必要です。
- エ 松くい虫の被害木を始めとした倒木による遺構の毀損を防ぐため、枯損木の伐採を行う必要があります。また、樹木の面的な枯損が生じた場合の遺構の保存の在り方について検討する必要があります。
- オ 伐採後に残置された枯損木等は、史跡の景観を阻害する要因になっており、搬出等適切な処置を検討する必要があります。
- カ 有価木の伐採は、地権者の意向確認と同意が必要となることから、樹木管理の方法を定め、対応を協議する必要があります。
- キ 雨水等の流水による浸食により、遊歩道や遺構が毀損するおそれがあるため、遺構保護のための対応を検討する必要があります。
- ク 橋倉から大城に続く道路を使った車両等の乗入について、関係者と協議を行う必要があります。
- ケ 大城に通じる市道の山側法面の侵食が進んでおり遺構に影響を及ぼすおそれがあるため、遺構保護のための対応を検討する必要があります。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

ア 現状

林山腰遺跡は、開発行為に伴う発掘調査が2次にわたって行われています。平成14年度(2002年度)に実施された第2次発掘調査では、中世の平場群や15世紀末から16世紀初頭の礎石建物跡等が確認され、記録保存が図られています。現状は、畠、水田、宅地等となっています。

イ 課題

現状の土地利用の中では、遺跡が面的に失われるおそれはありませんが、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る必要があります。

(2) 水番城跡

ア 現状

水番城は、大城の東側に位置し、現状は山林となっています。「水番城址」として周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。

イ 課題

周知の埋蔵文化財包蔵地として保護に加え、石積等の露出遺構の保護が必要です。

第2節 調査研究の現状と課題

史跡小笠原氏城跡は、これまで松本市教育委員会による発掘調査や縄張調査などの学術調査が実施されてきましたが、発掘調査はいずれも小規模で限定的であり、井川城跡を中心に遺構の十分な解明はされていません。また林城跡で実施した縄張調査についても斜面部など一部に未調査の範囲があります。

本節では、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を構成する要素（表9）及び周辺環境を構成する要素（表10）について、今後必要となる調査研究の現状と課題を整理します。

1 指定地全体

(1) 現状

各城跡とも調査が限定的であり、遺構の全体像が分かっていません。

また、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動は、井川城跡及び林山腰遺跡の発掘調査成果と近世の文献史料に基づいて位置付けられていますが、井川城及び林城の成立から廃城までの経過など不明な点が多くあります。

(2) 課題

遺構の全体像を把握するための発掘調査のほかに、小笠原氏やそれを取り巻く信濃の軍事的、政治的な動きを文献史料などの面からも、さらに詳細に調査し、史跡の本質的価値の詳細を明らかにするとともに、新たな価値付けにもつなげる取組みを行う必要があります。

2 井川城跡

(1) 現状

井川城跡は、平成25年、26年度（2005、2006年度）に松本市教育委員会が行った発掘調査により、1町規模の大規模に造成された方形居館であることが分かり、それを囲む堀跡や土塁跡、掘立柱建物跡、礎石建物跡が検出されました。こうした井川城跡の遺構は地下遺構として存在しており、露出している遺構は伝櫓台跡のみです。

これまで実施した発掘調査は、早急な保護を目的に実施したトレーニチ主体の限定的な範囲・内容確認調査にとどまっており、方形居館内外の空間構造や遺構の状況は十分な解明に至っていません。

(2) 課題

今後の保存活用に当たっては、今後策定する整備基本計画に沿って未解明部分を中心とした地下遺構・伝櫓台跡の内容確認を目的とする発掘調査などを行う必要があります。

3 林城跡

(1) 現状

ア 林城跡は、城跡を構成する石積や曲輪、土塁などの主要な遺構が地表面に露出しており、縄張調査によって全体像が把握されていますが、斜面部など一部に未調査の範囲があります。また、城内通路を始め、詳細が分かっていない遺構があります。

イ 林城跡の保存に必要となる石積を始めとした遺構の現状記録調査・破損状況調査が未実施です。

ウ 後世の改変箇所について、詳細が把握できていないため、見学者に本来の姿を示すことができません。

エ 林城跡の築城から守護大名小笠原氏の居城であった時期、武田氏支配の時期、小笠原貞慶が松本に戻り支配を確立するまでの時期を経て、廃城に至るまでの遺構の変遷が分かっていません。

(2) 課題

ア 未調査範囲を中心とした追加の縄張調査や既に把握されている遺構の詳細調査を行う必要があります。

イ 今後の保存活用に当たっては、整備基本計画に沿って城内通路の把握や曲輪内の遺構や、土塁、堀切等の構造解明などを目的とした調査が必要となります。また、昭和30年代に開削された道路で破壊を受けた大城の曲輪など、後世の改変を受けている範囲についても、改変の内容や本来の構造を把握するための調査が必要となります。

ウ 史跡内に残存する石積については、崩落防止など、遺構の保存を目的とした現状記録調査・破損状況調査を進めるとともに、定期的な状況調査を行う必要があります。

エ 築城から廃城に至る経過やそれぞれの時期の遺構の特徴を把握しながら調査を実施する必要があります。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

ア 現状

林山腰遺跡は、平成14年度(2002年度)の発掘調査により、中世に造成されたと考えられる平場群や、15世紀末から16世紀初頭の瀬戸産陶器の一括資料を伴う複数の礎石建物跡や土坑が検出されました。

林山腰遺跡の成立時期が、井川城の廃絶時期と重なることから、井川城から林城への小笠原氏の拠点移動の根拠資料として位置付けられています。

林城を要害とした小笠原氏の居館跡等の存在が推定されていますが、全体像の把握には至っていません。

イ 課題

大城と小城の間に位置し、小笠原氏の居館等が置かれたことが想定されるなど、林城との密接な関係が想定されることから、今後発掘調査や地名調査などによる、学術的な価値付けを行うとともに、必要に応じて追加指定などを検討する必要があります。

(2) 水番城跡

ア 現状

水番城跡は、大城と小城の位置関係と同様に、橋倉谷を挟んで大城と対になる場所に立地しています。水番城の立地から、林城と一体の城であった可能性を始め、林城と密接な関係を持つ可能性が指摘されており、水番城と大城との関係を示す伝承も残されています。研究者による縄張調査が行われましたが、発掘調査などの学術的な調査は行われておらず、両者との関係は不明です。

イ 課題

水番城跡を小笠原氏の拠点を構成する山城として価値付けが可能か検討するため、縄張調査や発掘調査、橋倉及び南方地区の歴史調査などを行い、大城と橋倉谷、水番城跡の関係性を明らかにする必要があります。

5 その他の要素（県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）

(1) 現状

県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡は、史跡小笠原氏城跡と同時代に存在した小笠原氏に関連する遺跡です。研究者による縄張調査等が行われており、山城としての基本的な構造や特徴が明らかにされています。

(2) 課題

小笠原氏に関連する城郭の構造や、歴史的な背景など、新たな価値付けの発見が期待できるため、発掘調査や縄張調査などを行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を補足する要素として価値付けを検討する必要があります。

第3節 活用の現状と課題

1 活用

(1) 現状

ア 指定地全体

井川城跡、林城跡とともに遺跡の主要な部分は、土地所有者の理解の下、指定地内の東西の私道を徒歩により通行でき、日常的に公開されています。

史跡から出土した遺物や調査成果については、日常的に公開している施設がなく、地域住民や見学者が史跡の本質的な価値を知る機会は限定的です。

イ 井川城跡

井川城跡は、遺構の大部分が地下に埋没しており、遺構を顕在化させる整備も行われていないため、城跡の景観を体感して史跡の本質的価値を理解することが難しいのが現状です。このため、松本駅に近い市街地にあるものの、見学者の利用は限定的です。

こうした状況でも学校での教育活動の場として活用されているほか、定期的な事業の実施ではありませんが、発掘調査現地説明会の開催（表14）や、学校への出前講座なども実施しています。

ウ 林城跡

大城は、東城山遊歩道が整備されていることもあります、ハイキングコースとして地域住民の健康増進の場としての活用や、観光客による利用がされています。小城には、地元の保存団体が整備した見学路があり、市民や見学者が訪れていますが、大城に比べアクセスがしづらいこともあります、利用状況は大城に比べると少ない状況です。

史跡内は、山林となっていることから、大城遊歩道の景観ポイント1か所を除き周囲の眺望を得ることはできませんが、石積や曲輪などの残存する地上露出遺構は、戦国時代の山城の雰囲気を見学者に伝えています。

活用事業としては、定期的な現地講座を地元保存団体などの協力を得ながら実施し、史跡小笠原氏城跡や近隣の山城への興味関心を高める取組みを行っています。また、公民館活動や地域住民の歴史学習、交流の場としても活用され、史跡小笠原氏城跡に加え、指定地内の軍事工場跡、周辺の遺跡や山城など関連する文化財を取り上げた講座等が実施されています（表15、16）。

(2) 課題

ア 史跡小笠原氏城跡全体や関連する遺跡、文化財を広域的につなぐ活用の方法を検討する必要があります。

イ 地下遺構や露出遺構の表示について、活用のための解説板や見学に当たっての動線の設定が必要です。

ウ 学校教育や生涯学習の場として活用されるよう、学校や社会教育関係機関、地元保存団体との連携を強化する必要があります。

エ 史跡に求められるニーズを把握するため、活用状況を調査する必要があります。

【表14】過去の現地説明会の開催状況

年度	日程	事業名	参加者(人)
平成25年度	平成25年(2013)	8月10日 井川城跡現地説明会	181
		12月14日 井川城跡現地説明会	170
平成26年度	平成26年(2014)	7月28日 地元小学校教職員現地見学	26
		11月15日 井川城跡現地説明会	161
		11月20日 12月5日 地元小学生現地学習	179

井川城跡発掘調査現地説明会
(平成25年(2013)12月14日)

【表15】過去の講座・展示の開催状況(市主催事業)

年度	日程	事業名	内容	参加者(人)	主催
平成29年度	平成29年(2017)	4月21日 5月10日 5月15日 歴史に学ぶ人権	林城跡と軍需工場跡を訪問	50	松原地区公民館
		5月27日 国史跡指定記念!林古城会・文化財課タイアップイベント「林城を歩く」	林古城会と連携して林城跡の見学会を開催	70	文化財課
		8月27日 国史跡指定講演会「井川館ー中世武士の居館ー」	井川城跡の魅力や保存活用についての講演会を開催	115	文化財課
		10月28日 現地講座「林小城と小笠原氏の旧跡を訪ねて」	林城跡(小城)及び林町会に残る小笠原氏の旧跡を見学	60	文化財課
平成30年度	平成30年(2018)	3月10日 小笠原氏城跡史跡指定1周年記念講演会「城の宝庫!松本の城と歩き方～小笠原氏城跡と松本城の魅力～」	松本の山城と松本城を題材とした講演会を開催	300	文化財課
		上記ほか6事業		約240	
平成30年度	平成30年(2018)	5月26日 現地講座「林城を歩く」	林古城会と連携して林城跡の見学会を開催	40	文化財課
		10月1日～10月18日 八十二銀行ウンドウギャラリー「小笠原氏城跡と松本城」	小笠原氏城跡と松本城を紹介するパネル展示を開催	—	文化財課
		10月14日 講演会「信濃守護小笠原氏とその足跡 長時・貞慶・秀政」	小笠原氏が辿った歴史について紹介する講演会を開催	138	文化財課
		11月23日 現地講座「秋の林城跡を歩く」	林城跡(大城・小城)の見学会を開催	29	文化財課
平成31年度	平成31年(2019)	3月23日 講演会「松本の山城ー過去・現在・未来ー」	小笠原氏の山城の特徴や、今後の活用についての講演会を開催	160	文化財課
		上記ほか3事業		約110	

令和元年度	令和元年 (2019)	7月14日	体育協会東山部ブロック 親睦球技大会	参加者の交流促進のため林城跡ウォーキングを企画 ※雨天のため中止	—	入山辺地区公民館 里山辺地区公民館
		10月19日～ 11月17日	企画展「井川から林へ～ 信濃守護小笠原氏と城の 移り変わり～」	史跡指定記念事業として信濃守護小笠原氏の本拠の変遷をテーマに企画展を開催	2,375	文化財課
		10月26日	現地講座「歩いて体感・ 林城」	史跡指定記念事業として林城跡(大城)の見学会と魅力について語る対談を開催	58	文化財課
		10月27日	講演会・対談「小笠原氏 城跡と魅力あふれる松本 の山城」	史跡指定記念事業として講演会及び対談を開催	640	文化財課
			上記ほか3事業		約140	



講座「秋の林城跡を歩く(小城)」
(平成30年度)



企画展「井川から林へ」の展示風景
(令和元年度)

【表16】地域での活用事例

年度	日程		事業名	内容	参加者(人)	主催
平成26年度	平成26年 (2014)	5月25日	橋倉町会公民館活動「史跡を歩く」	小笠原城跡から水番城跡へ、かつての上水道を歩く	30	橋倉町会
平成29年度	平成29年 (2017)	3月10日	公民館講座「小笠原氏城跡が国の史跡に指定」	城の成り立ちや城址の遺構を勉強する講演会	50	橋倉町会
		5月20日	集合講座「小笠原城跡(林大城)」について	大城が国史跡に正式に告示された報告と松本平一円の城郭群の勉強会	16	林古城会
平成30年度	平成30年 (2018)	5月19日	集合講座「小笠原城跡(林小城)」について	大城に引き続き小城と水番城跡の国史跡指定情報の報告会及び林藤助と小城についての勉強会	19	林古城会
令和元年度	令和元年 (2019)	5月23日	集合講座「最後の大名(林忠崇)」について	兎田の主「林藤助」の末裔「林忠崇公」がテレビ番組で紹介されたことによる勉強会	19	林古城会
令和2年度	令和2年 (2020)	11月7日	秋期作業時「大嵩崎真観寺と小字名と武家屋敷」	町会内にあったとされる5寺の研修と大嵩崎地区の小字名と武家屋敷について	11	林古城会
令和3年度	令和3年 (2021)	6月6日	春期作業時「水番城と市史跡申請」について	水番城跡の松本市史跡指定申請の報告と史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会の報告	8	林古城会



橋倉町会公民館活動「史跡を歩く」
(平成26年度)

2 情報発信

(1) 現状

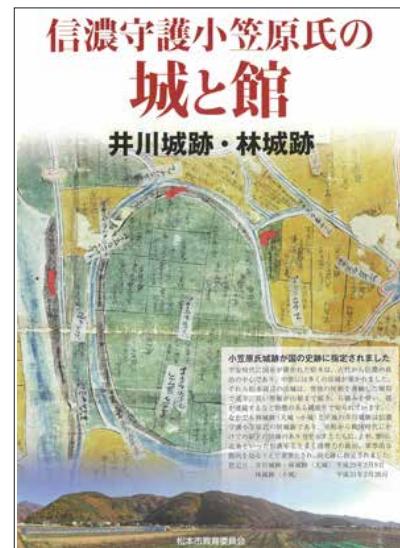
- ア 史跡小笠原氏城跡の歴史や遺構の特徴などの基本情報を発信するため、パンフレットや林城跡のガイドマップを作成し、配布しています。
- イ 松本市公式ホームページに林城跡を始めとした市内の山城を紹介するページを設け、各城跡へのアクセス方法や縄張図、見学ポイントを掲載しています。また、講演会などのイベント情報をホームページ、市広報誌、チラシ等を通じて発信しています。
- ウ これまで実施した発掘調査による学術的成果を公開するため、発掘調査報告書を刊行しています。刊行部数が限られることから、市ホームページを窓口に、「全国遺跡報告総覧」(奈良文化財研究所が運営する、全国の発掘調査報告書を掲載したホームページ)へのリンクを掲載し、発掘調査報告書を広く公開しています。
- エ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用し、松本市内の文化財の紹介や講演会等の情報発信を行う「まつもとの文化財」を設け、小笠原氏城跡についても幅広い情報発信に努めています。
- オ 林古城会など地元保存団体が、「地域発 元気づくり支援金」などを活用し、林城とその周辺の文化財等を紹介する文化財散策マップを作成し、見学者に配布しています。

(2) 課題

- ア 幅広い層を狙った周知を行うため、他の観光情報と連携した情報発信の方法やSNS、市ホームページなどを有効に活用した情報発信の方法を検討する必要があります。
- イ 刊行物や市ホームページによる周知は、全て日本語のみであるため、外国人観光客に向けた多言語の情報発信の方法を検討する必要があります。



刊行物：林城跡ガイドマップ



刊行物：信濃守護小笠原氏の城と館

第4節 整備の現状と課題

1 指定地全体

(1) 現状

史跡小笠原氏城跡は、これまで保存のための整備（修理）は実施されておらず、活用のための整備（サイン類の設置、遊歩道の整備）も一部が行われたのみであり、整備により実現すべき史跡の保存活用が十分に行われていません。

(2) 課題

史跡小笠原氏城跡の保存、活用のための史跡整備について、具体的な内容や実施計画等を定める整備基本計画を策定し、体系的、効果的な整備を計画的に行う必要があります。

2 井川城跡

(1) 史跡指定地及びその周辺

ア 現状

(ア) 史跡指定地内は地下水位が高く、水はけが悪い箇所があり、水没によって立ち入れなくなることがあります。

(イ) 史跡指定地内的一部が休耕地となっており、適切な管理を行わないと雑草が繁茂し、立ち入れなくなることがあります。また、水没により除草が困難になる場所があります。

(ウ) 史跡指定地周辺は、耕作地として利用されており、一部は、農作業用の車両が通る私道として使用されています。

(エ) 指定範囲は、居館跡推定地の半分ほどにとどまっているため、遺構が確認されていますが活用されていない区域があります。

(オ) 史跡指定地内に下水道が通っており、将来的には補修などの工事が必要となる可能性があります。

(カ) 史跡へは、東側、西側の市道から入ることができます。

(キ) 史跡に接して西側には木造の橋と、上下水道管が敷設された鉄筋コンクリート造の橋が架かっています。

イ 課題

(ア) 史跡内における湧水や雨水等の排水計画を立て整備を進めていく必要があります。

(イ) 現在実施している定期的な除草を継続するとともに、必要に応じて除草を必要としない整備を計画する必要があります。

(ウ) 関係者と協議し、指定地周辺の土地利用や既存のライフラインに影響が及ばないよう整備計画を立てる必要があります。

(エ) 車いす使用者や高齢者など、全ての人にやさしい整備を目指す必要があります。

(オ) 未指定地の追加指定について関係者と協議を行う必要があります。

(カ) 橋及び里道、私道の取扱いについて関係者と協議し、整備計画を定める必要があります。

(2) 遺構整備

ア 現状

伝櫓台跡を除く遺構は埋没しており、見学者が現地を訪れても、井川城の往時の姿や

構造を理解することが困難です。

イ 課題

- (ア) 史跡指定地内の遺構は、史跡の価値を最も顕著に表す重要な要素であるため、見学者に価値を理解してもらえるようにするとともに、市民が愛着を持ち、後世に継承する機運が高まるよう整備する必要があります。
- (イ) 遺構の平面表示や、植栽、サイン表示などを利用した整備を検討し、見学者に城跡を理解してもらえるような整備を検討する必要があります。
- (ウ) 不明な遺構が多いことから、調査を行ながら段階的な整備を行う必要があります。

(3) 園路整備

ア 現状

史跡の見学は、土地所有者の好意により、既存の里道や私道を利用しています。見学路を設定していないことから、見学者が史跡の価値を理解することが難しい状況です。

イ 課題

- (ア) 史跡の本質的価値との整合、調和を図りながら、多くの人に足を運んでもらえるような整備を検討する必要があります。
- (イ) 高齢者や障がい者、学校の教育利用などの利便性に配慮することが求められます。
- (ウ) 遺構整備やサイン類の整備と合わせ、見学者が史跡の価値を理解できる園路設定を検討する必要があります。

(4) 便益施設の整備

ア 現状

(ア) 専用の駐車場はなく、西側出入口部分の市有地に駐車が可能ですが、非常に狭く駐車台数が限られます(1台程度)。また、周囲は住宅街であるため、史跡付近に駐車場がありません。

(イ) トイレやガイダンス施設等がないため、見学者の利便性が悪い状況です。

イ 課題

- (ア) 林城跡や周辺の観光地への周遊性や史跡への出入等を考慮したアクセス方法や、駐車場の設置について検討を行う必要があります。
- (イ) トイレやガイダンス施設等の見学者の利便性に配慮した施設の設置について検討する必要があります。

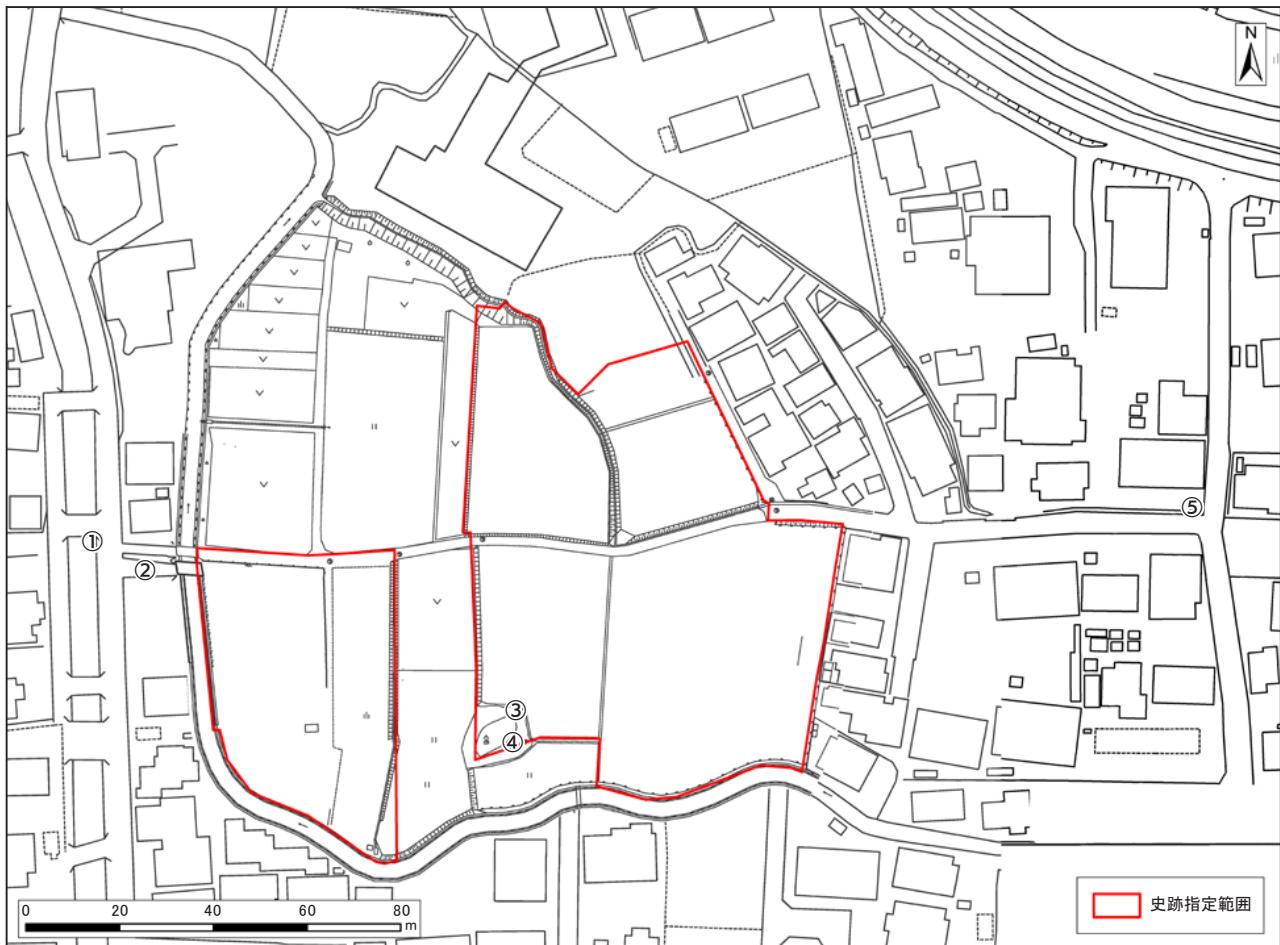
(5) サイン類の整備

ア 現状

- (ア) 付近の幹線道路からの案内板がなく、また、市街地にあることから史跡の場所が分かりにくい状況です。
- (イ) 史跡の価値付けを紹介する案内板は設置されていますが、埋没遺構についての表示はありません。

イ 課題

- (ア) 史跡への誘導を目的とした広域的かつ計画的なサイン整備が必要です。
- (イ) 遺構整備との整合性も図りながら、見学者に史跡の価値付けを理解してもらえる遺構表示を検討する必要があります。



【図 47】井川城跡サイン類の現況図



① 誘導看板



② 説明看板



③ 案内看板



④ 説明看板



⑤ 誘導看板

3 林城跡

(1) 大城

ア 史跡指定地及びその周辺

(ア) 現状

- a 史跡指定地内の斜面地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、法面保護のための落石防護施設が設置されている箇所があります。
- b 市道と私道が設けられており、史跡内（曲輪内）への自動車などの車両の乗入れが可能となっています。
- c 市道の山側の法面が崩落するおそれがあります。

(イ) 課題

- a 史跡の各部において、遺構の現状や特徴に合わせた利用を検討し、整備を行う必要があります。
- b 土砂災害などからの遺構保護と地域住民や見学者などの安全確保を行うための整備が必要です。
- c 関係者と協議し、史跡内（曲輪内）への一般車両の進入を制限し、遺構を保護する整備を検討する必要があります。
- d 市道の山側の法面が崩落するおそれがあることから、活用方針を定めた上、遺構保護のための整備を検討する必要があります。

イ 遺構整備

(ア) 現状

- a 遺構は、露出遺構が多く、表面から観察できますが、曲輪や堀切内には樹木が繁茂し、見学が難しい箇所があります。
- b 樹根や枯木の倒木等により、遺構を毀損するおそれがあります。
- c 発掘調査は行われておらず、埋没している遺構の全容は不明です。
- d 橋倉から続く道路開削や神社の設置などによる後世の改変が見られ、一部は城郭本来の遺構と混同されています。

(イ) 課題

- a 樹根が遺構に与える影響を調査し、支障木の伐採、枝払いなど具体的な樹木管理の方法を検討する必要があります。
- b 史跡の一部は保安林に指定されていることから、森林法に則り防災も考慮した樹木管理の方法を検討する必要があります。
- c 遺構の全容が明らかでないため、調査を行いながら段階的な整備を行う必要があります。
- d 史跡指定地外も含め、遺構の全容を明らかにするための追加調査を行う必要があります。
- e 見学者の史跡の遺構に対する理解を深めるための整備を検討する必要があります。

ウ 遊歩道及び見学路

(ア) 現状

- a 金華橋から主郭（曲輪1）に続く遊歩道（東城山遊歩道）が整備されているほか、

大嵩崎集落、橋倉集落側に加え、林道高遠線からのルートがあります。

- b 遊歩道は、堀切B前後を中心に雨水等による浸食が目立ち、歩きにくくなっています。また、見学者が浸食箇所を避けて通ることで遊歩道が拡幅され、遺構の毀損につながるおそれがあります。
- c 倒木の発生や、崩落のおそれがある箇所があります。
- d 遊歩道は、入山辺地区と里山辺地区を分ける里道を整備したものです。
- e 遊歩道や見学路は、本来の城内通路が未解明な状況で整備されたものです。

(イ) 課題

- a 遺構保護と見学者の安全確保のため、関係者と協議し流水対策や浸食箇所の補修を行う必要があります。
- b 本来の城内通路解明のための調査を行い、史跡の本質的価値を理解できる動線計画や案内を検討する必要があります。
- c 見学者の安全確保のため、樹木管理の方法を検討し、倒木のおそれのある樹木を予め除去するなどの対策を行う必要があります。

エ 便益施設の整備

(ア) 現状

- a 専用の駐車場はなく、付近の公共施設（松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳）の駐車場を利用しています。
- b 史跡にトイレやガイダンス施設はありません。なお、トイレについては、曲輪3に仮設トイレを設置していましたが、感染症対策のため令和2、3年度（2020、2021年度）は設置していません。
- c 東屋が主郭（曲輪1）（昭和39年（1964）建築）、曲輪2（昭和63年（1988）建築）、堂平（昭和63年建築）に設置されています。
- d ベンチが設置されていますが老朽化しています。また、一部がカラーベンチであるため、史跡の景観を損ねています。

(イ) 課題

- a 自動車でのアクセスが想定されるため（第2章第6節）、史跡付近へ駐車場を設置する必要があります。
- b 駐車場は、史跡の動線計画を定め、活用に適した場所に設置する必要があります。
- c トイレは、付近の公共施設（松本市教育文化センター）の利用が考えられますが、休館日には利用できることや、距離が離れているため、今後の史跡の活用に当たり設置を検討する必要があります。
- d 史跡の本質的価値を理解できるガイダンス機能を持つ施設及びサイン類などの検討が必要です。
- e 東屋やベンチなどの休憩施設のメンテナンスや見直しを計画する必要があります。また、史跡の景観を損ねるカラーベンチや老朽化したベンチについては、撤去又は取替えが必要です。

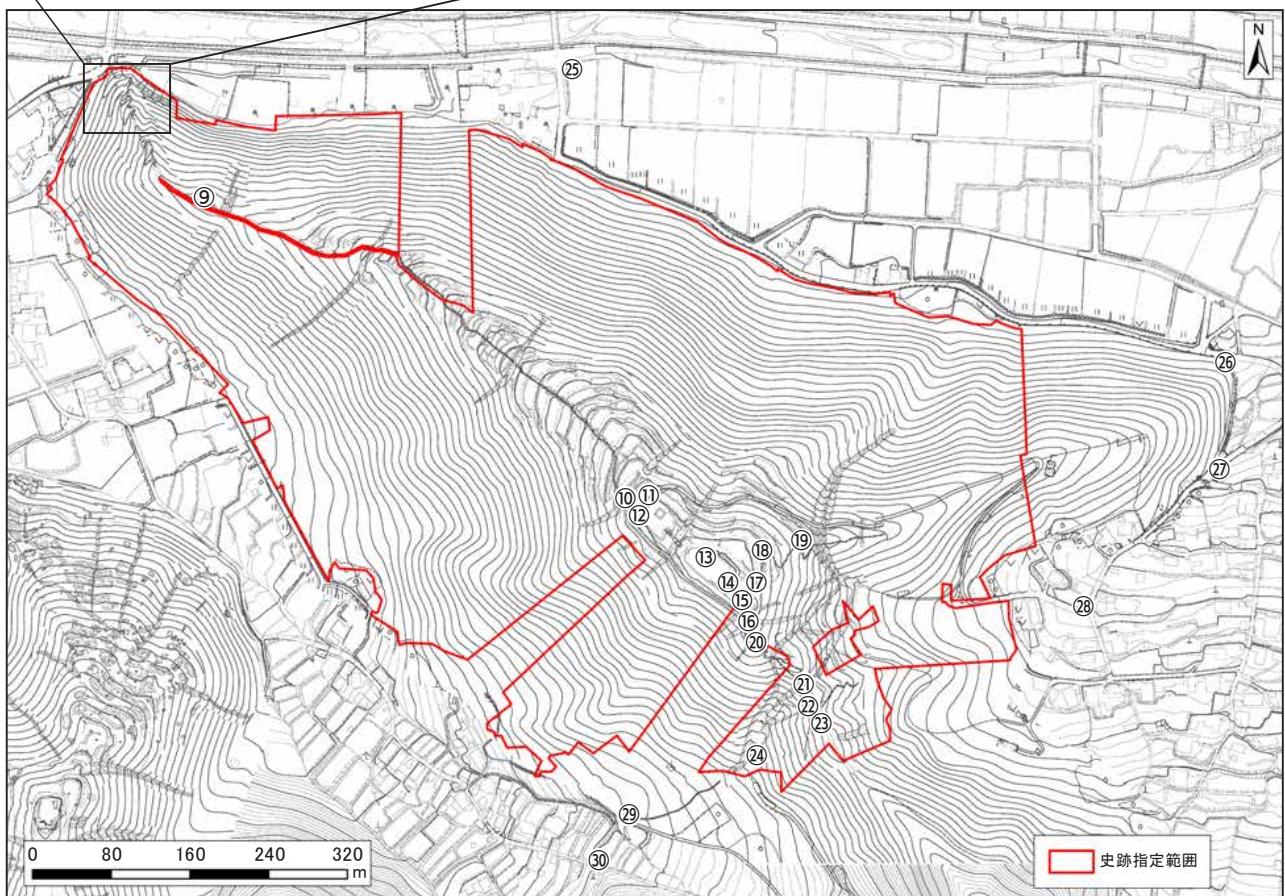
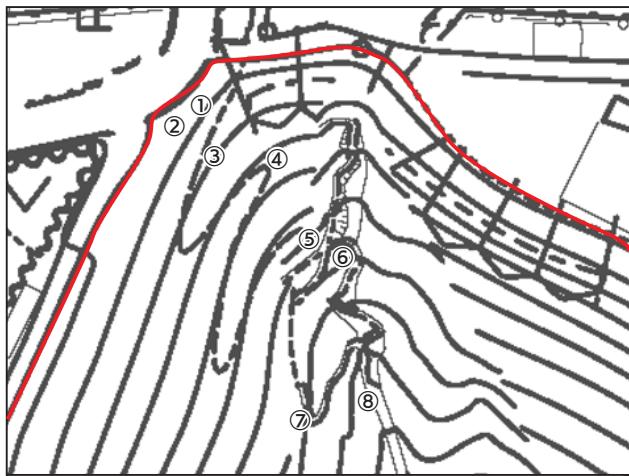
オ サイン類の整備

(ア) 現状

- a 案内板は、金華橋側と橋倉集落側の登り口に設置されていますが、橋倉集落側のものは幹線道路沿いになく、史跡の場所が分かりにくい状況です。
- b 史跡内には、市教育委員会が設置したもののはか、山辺歴史研究会、林古城会などの地元保存団体が設置したサイン類があります。
- c 設置者や設置時期により、遺構名の表示やデザインに差異があります。
- d 史跡の価値付けを紹介する解説板が、主郭、曲輪3、堂平、金華橋登り口、橋倉集落に設置されていますが、個々の遺構を示すサイン類は不足しています。
- e サイン類の一部は劣化が激しく、破損しているものがあります。

(イ) 課題

- a 史跡への誘導と、遺構説明を目的とした広域的かつ体系的なサイン整備が必要です。
- b 井戸跡を除き、遺構を示す表示がないことから、史跡の景観を損ねないようなサイン類の配置を検討する必要があります。
- c 文化財の保護や、見学者への危険を知らせる表示が不足しているため設置について検討する必要があります。
- d 劣化や破損している既存のサイン類については、体系的な整備が行われるまでの間、修繕等による維持が必要です。



【図48】大城サイン類の現況図



① 説明看板



② 説明看板



③ 誘導看板



④ 誘導看板



⑤ 誘導看板



⑥ 誘導看板



⑦ 誘導看板



⑧ 誘導看板



⑨ 説明看板



⑩ 案内看板



⑪ 説明看板



⑫ 文化財標柱



⑬ 説明看板



⑭ 誘導看板



⑮ 誘導看板



⑯ 誘導看板



⑰ 誘導看板



⑱ 誘導看板



⑲ 説明看板



⑳ 誘導看板



㉑ 誘導看板



㉒ 誘導看板



㉓ 誘導看板



㉔ 誘導看板



㉕ 誘導看板



㉖ 説明看板



㉗ 誘導看板



㉘ 誘導看板



㉙ 誘導看板



㉚ 誘導看板

(2) 小城

ア 史跡指定地及びその周辺

(ア) 現状

a 史跡指定地内の斜面地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、法面保護のための落石防護施設が設置されている箇所があります。

b 史跡の山麓には獣害対策のため獣害被害防止防護柵が設置されています。

(イ) 課題

a 史跡の各部において、遺構の現状や特徴に合わせた利用を検討し、整備を行う必要があります。

b 土砂災害などから遺構保護と地域住民や見学者などの安全確保を行うための整備が必要です。

イ 遺構整備

(ア) 現状

a 露出遺構が多く、表面から観察できますが、曲輪や堀切内には樹木が繁茂し、見学が難しい箇所があります。

b 樹根や枯木の倒木等により、遺構を毀損するおそれがあります。

c 発掘調査は、主郭（曲輪1）以外未実施であり、遺構の全容は不明です。

d 後世の石積などが確認されており、城郭本来の遺構と混同されています。

(イ) 課題

a 樹根が遺構に与える影響を調査し、支障木の伐採、枝払いなど具体的な樹木管理の方法を検討する必要があります。

b 史跡の一部は保安林に指定されていることから、森林法に則り防災も考慮した樹木管理の方法を検討する必要があります。

c 遺構の全容が明らかでないため、調査を行いながら段階的な整備を行う必要があります。

d 史跡指定地外も含め、遺構の全容を明らかにするための追加調査を行う必要があります。

e 見学者の史跡の遺構に対する理解を深めるための整備を検討する必要があります。

ウ 見学路

(ア) 現状

a 史跡へは、廣澤寺側、大嵩崎集落側からに加え、林道高遠線や千鹿頭神社方面からの見学路があります。

b 倒木の発生や、崩落のおそれがある箇所があります。

c 見学路は、本来の城内通路が未解明な状態で整備されたものです。

(イ) 課題

a 本来の城内通路解明のための調査を行い、史跡の本質的価値を理解できる動線計画や案内を検討する必要があります。

b 見学者の安全確保のため、樹木管理の方法を検討し、倒木のおそれのある樹木を予め除去するなどの対策を行う必要があります。

エ 便益施設の整備

(ア) 現状

- a 専用の駐車場はなく、付近の公共施設（松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳）の駐車場を利用しています。
- b 史跡にトイレやガイダンス施設はありません。
- c 主体部付近に東屋やベンチなどの休憩施設はありません。

(イ) 課題

- a 駐車場及びトイレ、ガイダンス施設などについては、大城と一体的な整備を行う必要があります。
- b 休憩施設が必要な場合は、史跡の景観や遺構への影響を与えない方法で整備を行う必要があります。

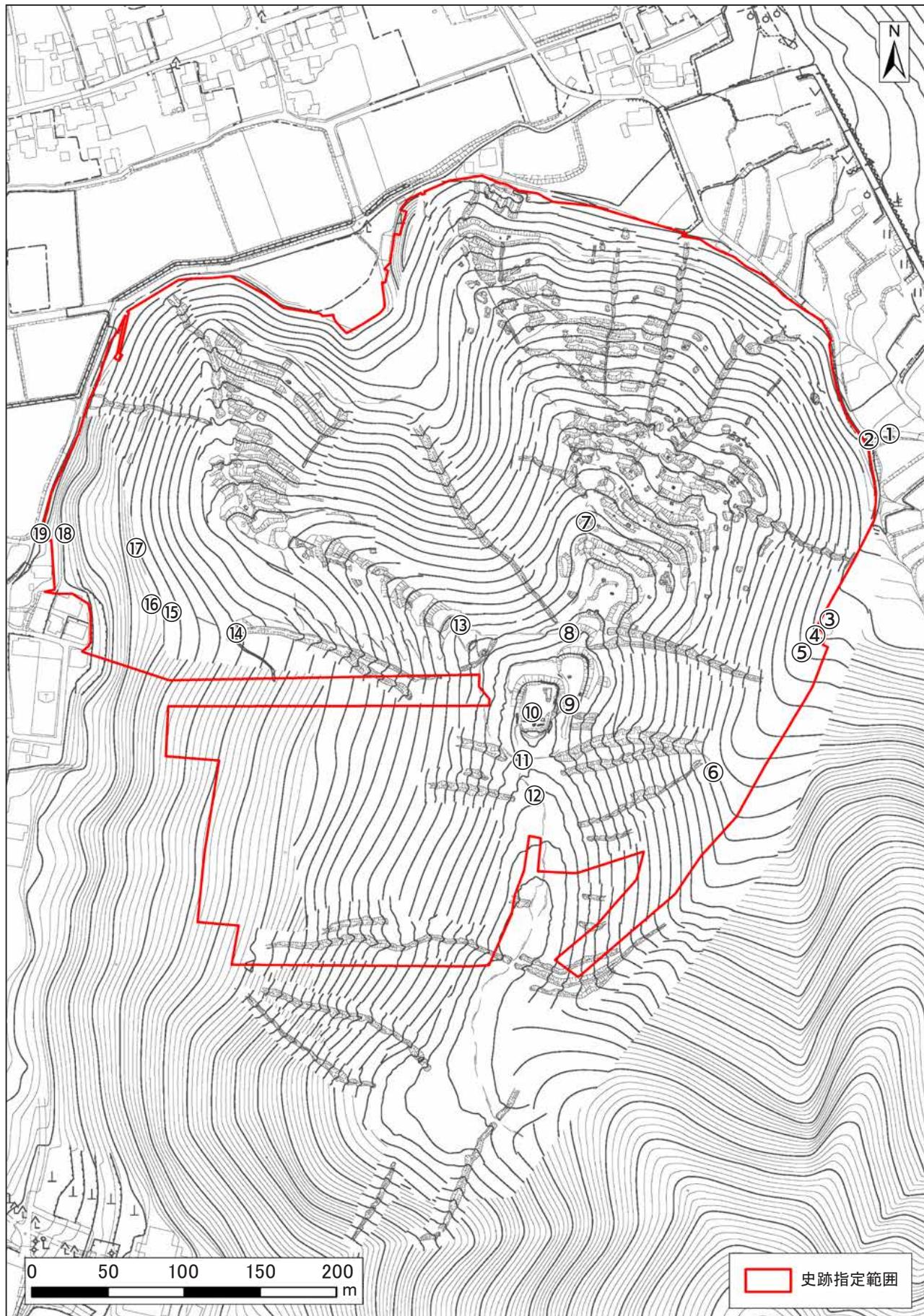
オ サイン類の整備

(ア) 現状

- a 小城は、登り口に看板がありますが、史跡までの案内板が設置されていません。
- b 史跡内には、市教育委員会が設置したもののはか、山辺歴史研究会、林古城会などの地元保存団体が設置したサイン類があります。
- c 史跡の価値付けを紹介する解説板が、主郭、大嵩崎側登り口に設置されていますが、個々の遺構を示すサイン類はありません。

(イ) 課題

- a 史跡への誘導と遺構説明を目的とした広域的かつ体系的なサイン整備が必要です。
- b 井戸跡を除き遺構を示す表示がないことから、史跡の景観を損ねないようなサイン類の配置を検討する必要があります。
- c 文化財の保護や、見学者への危険を知らせる表示が不足しているため設置について検討する必要があります。
- d 劣化や破損している既存のサイン類については、体系的な整備が行われるまでの間、修繕等による維持が必要です



【図49】小城サイン類の現況図



① 説明看板



② 誘導看板



③ 注意喚起看板



④ 説明看板



⑤ 説明看板



⑥ 誘導看板



⑦ 誘導看板



⑧ 誘導看板



⑨ 誘導看板



⑩ 説明看板



⑪ 誘導看板



⑫ 誘導看板



⑬ 誘導看板



⑭ 誘導看板



⑮ 誘導看板



⑯ 注意喚起看板



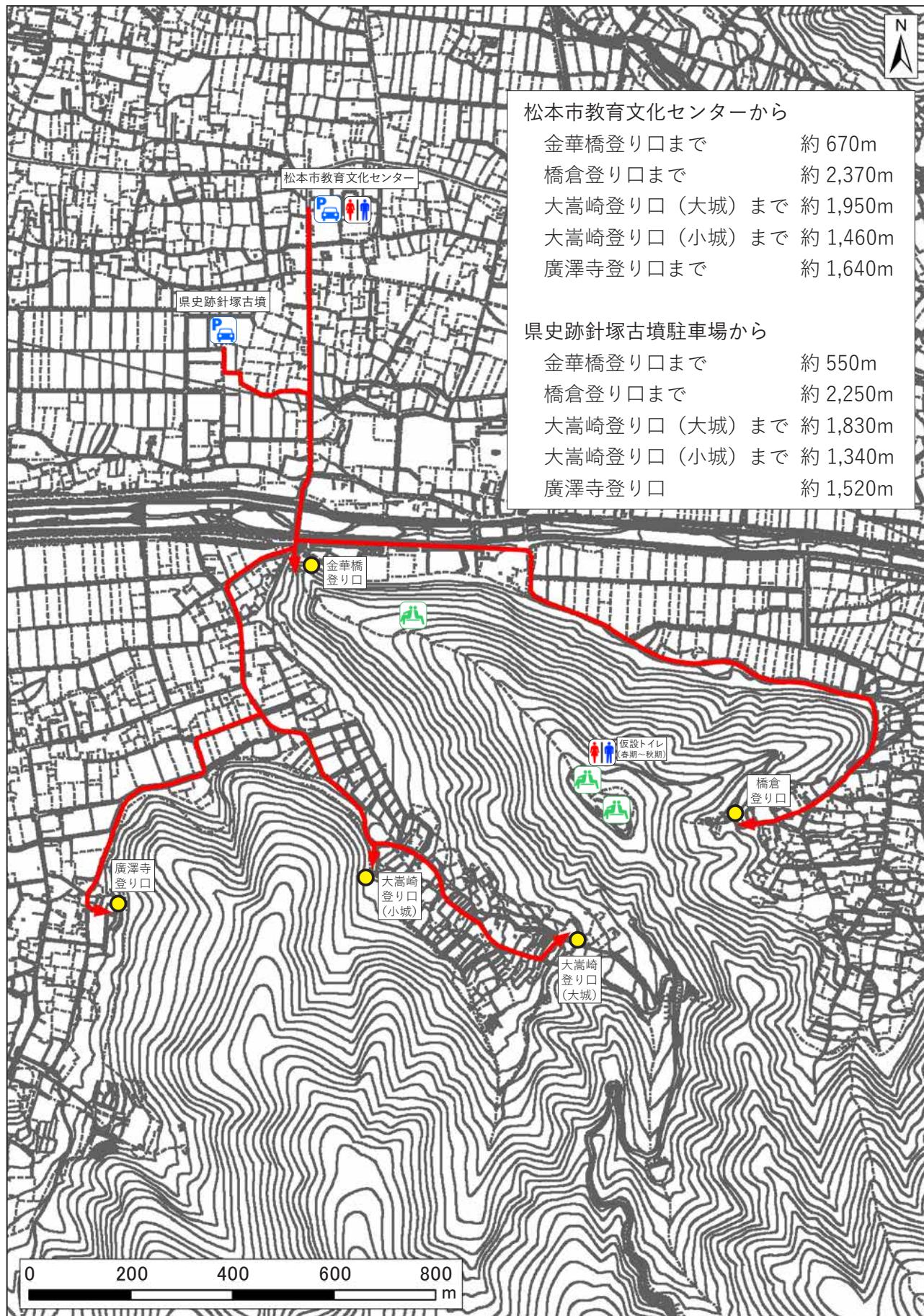
⑰ 注意喚起看板



⑱ 誘導看板



⑲ 誘導看板



【図 50】林城跡周辺の便益施設

第5節 運営・体制の整備に関する現状と課題

史跡の立地により、運営・体制の要件が異なりますが、史跡全体を保存活用していく運営組織が求められるため、指定地全体に共通する事項と、個別の事項に分けて整理し、運営・体制の課題について一括して整理を行います。

1 現状

(1) 指定地全体

- ア 史跡の保存のために必要な管理及び復旧、管理に必要な標識等の施設の設置、指定地内の土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があった際の届出は、管理団体である松本市が行っています。
- イ 史跡の保存活用に当たり必要となる管理は、文化財課が地元の協力を得て行っています。
- ウ 保存活用事業を推進していく上、関係機関や団体との連絡組織はなく、案件ごと個別に調整を行っています。

(2) 井川城跡

- ア 史跡指定地内の休耕地の除草は、松本市から委託を受けた業者が行っていますが、伝櫓台跡の樹木や耕作地については、所有者や耕作者の管理に委ねています。
- イ 井川城跡には愛護会等の保存団体がありませんが、地元町会が、史跡に隣接する頭無川の清掃のほか、伝櫓台跡の除草を行っています（表17）。
- ウ 史跡指定地内を通る下水道は管理者である下水道課が管理を行っています。
- エ 史跡の活用事業は、主に文化財課が行っています。

【表17】井川城跡における町会の活動

回数	内容	主催
年2回(6月、9月)	環境美化活動(1日清掃)の際、伝櫓台跡の除草	井川城下区町会
年2回(6月、9月)	頭無川の水草除去、清掃と草刈りの実施	井川城下区町会



井川城下区町会による井川城跡の除草



井川城下区町会による頭無川の清掃

(3) 林城跡

- ア 大城の東城山遊歩道の管理は、観光プロモーション課が、遊歩道上の倒木対応は文化財課が行っています。小城の見学路管理は、地元保存団体等の協力を得ながら文化財課が行っています。
- イ 遊歩道や見学路、私道等の清掃は、林古城会、山辺歴史研究会、町会などの地元保存団体及び住民が主体となって行っています（表18）。
- ウ 史跡内の山林の樹木管理は、所有者の管理を原則としています。
- エ 大城内の市道の管理は、維持課が行っています。
- オ 史跡の活用事業は、文化財課を中心市が単独又は、地元保存団体・住民との協働で実施するものと、見学者の案内等地元保存団体が単独で実施するものがあります。
- カ 松本市は、地元保存団体、町会等による史跡の保存活用の活動を支援するため、活動に係る消耗品等を交付対象とした補助金を交付しています。

【表18】林城跡における町会や保存団体等による活動

回数	内容	主催
年2回(春・秋)	城跡までの市道と私道の水切り清掃、枝払い、除草	入山辺橋倉町会
年2回(春・秋)	城跡の清掃と除草	入山辺橋倉町会
年1回(秋)	遊歩道の清掃、枝払い、除草	入山辺橋倉町会
年2回(春・秋)	春期・秋期遊歩道整備(清掃、点検等)	林古城会
年1回(秋)	山辺開発「林大城清掃・遊歩道整備」	入山辺・里山辺連合町会、山辺歴史研究会、林古城会、林氏子総代
随時	遊歩道の整備(遊歩道崩落対応等行政の支援)	林古城会

2 課題

- (1) 史跡の管理や史跡指定地内の既存施設の所管に複数の部署や団体が関係することから、府内連絡体制や管理の実施主体を整理し、土地所有者の同意の下で管理体制を再構築する必要があります。
- (2) 保存活用事業を進めるに当たり、関係機関や団体、土地所有者と連絡、調整を行う仕組みを検討する必要があります。
- (3) 管理団体である松本市と土地所有者による、管理内容及び区分について取決めが必要です。
- (4) 地元団体との協働や支援を充実させる必要があります。
- (5) 史跡の保存活用の担い手となる地域の人材の確保と育成に向けた取組みを検討する必要があります。